

和 監 第 3 号
令和 4 年 4 月 2 5 日

和 気 町 長 太 田 啓 補 様
和 気 町 議 会 議 長 山 本 泰 正 様

和 気 町 監 査 委 員 宇 高 進
和 気 町 監 査 委 員 安 東 哲 矢

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の令和 4 年 3 月分の例月出納検査を実施しましたので、同条第 3 項の規定により、その検査結果を別添のとおり報告します。

1. 一般会計及び特別会計

(1) 対 象

一般会計（令和 4 年 3 月分）
特別会計（令和 4 年 3 月分）
その他 歳入歳出外現金（令和 4 年 3 月分）

(2) 実施日

令和 4 年 4 月 2 5 日（月）

(3) 場 所

和気町役場本庁舎 3 階 第 4 会議室

(4) 出席者

検査対応者
清水会計管理者、久次会計課課長補佐
監査委員及び事務局
宇高監査委員、安東監査委員、則枝監査委員事務局長、我澤書記

(5) 方 法

検査は、予算の執行状況、現金、預金等について、会計管理者保管の帳簿、証書類により計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。
また、事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。
各月末現在における各会計の歳入歳出執行状況は、別紙資料による。

2. 水道事業企業会計

(1) 対 象

上水道事業会計（令和4年3月分）
簡易水道事業会計（令和4年3月分）

(2) 実施日

令和4年4月25日（月）

(3) 場 所

和気町役場本庁舎 3階 第4会議室

(4) 出席者

検査対応者

清水会計管理者、久次会計課課長補佐、田村上下水道課長、宇高課長補佐
監査委員及び事務局

宇高監査委員、安東監査委員、則枝監査委員事務局長、我澤書記

(5) 方 法

検査は、総勘定元帳、補助簿、その他諸帳簿及び証書並びに出納取扱金融機関公
金出納日計表及び現金出納簿により計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

また、事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。

各月末現在における各会計の歳入歳出執行状況は、別紙資料による。

和 監 第 3 号
令和 4 年 4 月 2 5 日

和 気 町 長 太田 啓補 様
和気町議会議長 山本 泰正 様

和気町監査委員 宇高 進
和気町監査委員 安東 哲矢

行政監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別添のとおり報告します。

1. 行政監査

(1) 対 象

上水道・簡易水道資材在庫品検査（実地及び書面監査）
診療所医薬剤在庫品検査（書面監査）
和気鶴飼谷温泉特別会計（令和 4 年 1 ～ 3 月分）（書面監査）

(2) 実施日

令和 4 年 4 月 2 5 日（月）

(3) 場 所

和気町役場本庁舎 3 階 第 4 会議室 及び現地確認（上水道・簡易水道）

(4) 出席者

検査対応者

清水会計管理者、久次会計課課長補佐、田村上下水道課長、宇高課長補佐、
新田和気鶴飼谷温泉支配人、藤原主幹、
松田健康福祉課長（住民課長兼務）、岡課長補佐

監査委員及び事務局

宇高監査委員、安東監査委員、則枝監査委員事務局長、我澤書記

(5) 方 法

検査は、予算の執行状況、在庫品等について、担当部局から提出された書類により計数を照合する等の方法によって実施した。（実地及び書面監査）

(6) 結 果

計数は正確であり、資材及び医薬剤の保管は適正であると認められた。
また、事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。